

「持続可能なまちづくりの基盤となるスポーツコンプレックス」表彰
募集要項

令和 8 年 9 月 9 日
スポーツ庁・経済産業省

1. 募集の趣旨

スポーツ庁及び経済産業省は、その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、当該施設の有する集客力、交流創出力又は日常利用機能を活用しつつ、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成される一体的なエリアを指す「スポーツコンプレックス」について、国内における概念の理解を促進するとともに、まちづくりの一つの選択肢として広く検討されることを目的として、他地域の参考となるスポーツコンプレックスの事例を表彰するため、「持続可能なまちづくりの基盤となるスポーツコンプレックス表彰」を実施します。

2. 募集対象

本募集の対象は、以下のとおりです。

区分	内容
対象となる案件 (公募案件)	以下の条件のいずれも満たす「みる型スポーツコンプレックス※¹⁾」を対象とします。 ・ スタジアム・アリーナ改革指針が公表された平成 28 (2016) 年 11 月以降に、新設、建替又は大規模改修等された施設を中核とするスポーツコンプレックス ・ 中核施設が新設、建替又は大規模改修等された後、おおむね 2 年以上が経過し、一定の運営実績を有するスポーツコンプレックス ※1 「みる型スポーツコンプレックス」とは、スポーツ興行又は観戦の用に供されるスタジアム・アリーナ等の施設を核として、当該施設の集客力を活用し、コンサートその他のスポーツ以外の興行又は多目的利用による施設活用も図りつつ、スポーツ振興及び地域活性化に寄与するスポーツコンプレックスをいう ※2 「大規模改修等」には、中核施設の改修に限らず、当該スポーツコンプレックスを形成する一体的なエリアにおいて、機能又は付加価値の向上に資する改修、施設・設備の導入等を実施した場合を含む
応募主体	スポーツコンプレックスの形成若しくは運営に主体的に関与する地方公共団体、法人格を有する団体とします。
連名での応募	複数の地方公共団体、法人格を有する団体による連名での応募も

区分	内容
	可能です。連名の場合、代表団体を定め、代表団体が応募書類を取りまとめて提出してください。
推薦案件について	公開情報その他の資料に基づきスポーツ庁及び経済産業省が把握した案件のうち、一定の基準に照らして調査の対象として適当と認めるものについても、当該案件に係る者の同意を得た上で審査の対象とする場合があります。

本募集要項において「応募者」とは、表彰要綱に定める「申請者」として、本事業に応募する地方公共団体、法人格を有する団体をいいます。

3. 応募方法

公募案件については、応募者が、7. に記載の応募書類をご準備の上、9. に記載する受付期間中に、8. に記載する方法により提出してください。推薦案件については、事務局からの依頼に基づき、当該案件に係る者が参加同意書を提出の上、審査に必要な資料の提出又はヒアリングにご協力をお願いします。

4. スケジュール

現時点では、以下のようなスケジュールを予定しています。日程は今後変更となる場合があります。

内容	日程
募集要項の公表	令和8年9月9日（水）
説明会の開催	令和8年9月17日（木）16時より
公募に係る質問受付	令和8年9月9日（水）から令和8年9月28日（月）
質問に対する回答公表	令和8年10月2日（金）
参加表明書類・参加同意書の受付	令和8年9月9日（水）から令和8年10月9日（金） 17時必着
申請書類の受付	令和8年10月13日（火）から令和8年10月23日（金） 17時必着
申請書類確認、追加ヒアリング、及び審査委員による審査	令和8年10月26日から令和8年11月20日（金）
審査委員会の開催	令和8年11月24日（火）から令和8年12月4日（金）
表彰に係る審査結果の通知	令和8年12月11日（金）（予定）
表彰案件の公表	令和8年12月（予定）
表彰式	令和9年2月下旬（予定）

5. 説明会

以下の日程で、募集に関するオンライン説明会を開催します。参加を希望する場合は、説明会参加申込書（様式 7）に必要事項を記載の上、申込期限までに電子メールでお申し込みください。お申し込みいただいた方には、事務局より説明会参加用のオンライン会議システムの URL 等を電子メールでご案内します。

項目	内容
開催日時	4. スケジュールに記載のとおり
開催方法	オンライン開催
参加方法	事前申込制
申込期限	令和 8 年 9 月 16 日（水）正午
申込先	17.（2）に記載の応募書類等の提出先
参加用 URL	申込者に対し、事務局よりオンライン会議システム等を電子メールで案内

6. 公募に関する質問の受付

公募に関する質問は、質問書（様式 8）に記入の上、受付期間中に電子メールで提出してください。質問に対する回答は、取りまとめの上、スポーツ庁ホームページやスポーツコンプレックス専用ウェブサイト等で公表する予定です。個別の審査内容に関する質問には回答できません。

7. 応募書類

本募集要項において、応募者が提出する書類一式を「応募書類」といいます。応募書類は、参加意思を確認するための「参加表明書類（様式 1-1 から様式 3）」と、審査に用いる「申請書類（様式 4 から様式 6）」により構成されます。提出された応募書類の内容に関し、事務局から内容確認のための問合せを行う場合や、追加の資料提出、ヒアリングへの協力を求める場合があります。推薦案件については、参加同意書（様式 1-2）を提出いただいた上で、審査に必要な範囲で、事務局が別途依頼する資料の提出又はヒアリングにご協力いただきます。

（1）参加表明書類受付期間に提出するもの

応募書類	様式
参加表明書／参加同意書	様式 1-1／様式 1-2
事業概要書	様式 2
応募者の概要	様式 3

(2) 申請書類受付期間に提出するもの

応募書類	様式
表紙	様式 4
評価項目を確認するための書類	様式 5
評価項目の確認に必要な添付資料	任意様式
誓約書	様式 6

「評価項目を確認するための書類」には、評価項目ごとに、取組の概要、実施主体、開始時期、実績、効果、根拠資料の対応関係等を簡潔に整理してください。既存資料の写しを提出する場合は、元資料の用紙サイズに準じて差し支えありません。

8. 提出方法

応募書類は、受付期間中に、17. (2) に記載の応募書類等の提出先まで電子メール又は事務局が指定するファイルアップロードサービスにより提出してください。紙媒体での提出は不要です。提出後は、必ず事務局に到達確認を行ってください。

9. 受付期間及び提出後の取扱い

応募書類の受付期間は、4. スケジュールに記載のとおりです。受付期間を過ぎてからの提出、追加及び差し替えには対応できません。ただし、審査に当たり、事務局から追加資料の提出を求める場合はこの限りではありません。

10. 追加資料の提出及びヒアリングの実施

提出された応募書類について、事務局が内容を確認し、必要に応じて追加資料の提出又はヒアリングへの協力を求める場合があります。ヒアリングは、電話又はオンライン会議システムにより実施することを予定しています。

11. 辞退する場合

参加表明書類を提出した後、申請を辞退する場合は、辞退届（様式 9）に必要事項を記入の上、事務局が指定する期限までに、17. (2) に記載の応募書類等の提出先まで提出してください。

12. 審査及び表彰方法

スポーツ庁及び経済産業省は、適切かつ公正な審査を行うため、スポーツ施設の整備・運営、まちづくり、地域活性化、官民連携その他表彰に係る審査に必要な専門的知見を有する外部有識者により構成される審査委員会を開催します。審査委員会は、応募書類、公開情

報、ヒアリングその他必要な調査の結果を踏まえ、表彰要綱に定める評価項目に基づき審査を行います。推薦案件についても、必要な資料の提出又はヒアリングへの協力を得た上で、公募案件と同一の評価項目に基づき審査を行います。評価は、評価項目ごとに下表の基準により行います。基準は以下の記載のとおりとし、審査の結果、評価項目に照らして、他地域の参考となるモデル性が認められたスポーツコンプレックスについて、スポーツ庁及び経済産業省が表彰を行うものとします。当該年度の表彰の件数は、審査結果を踏まえて決定します。

評価	基準
A	評価項目の記載事項を高い水準で満たしている
B	評価項目の記載事項をおおむね満たしている
C	評価項目の記載事項を十分には満たしていない
D	評価項目の記載事項を満たしていない

13. 求められる要件及び評価項目

審査は、以下の要件を踏まえ、各要件に対応して定める評価項目に基づいて行います。これに当たり、申請書類に記載いただきたい内容については、評価項目を確認するための書類（様式5）に記載していますので、あわせてご確認ください。

- 要件1 商圈規模を勘案した適切な施設・投資規模であること
- 要件2 アクセス性を確保すること
- 要件3 スポーツ施設を活用したまちづくりビジョンを有していること
- 要件4 エリアマネジメント等を通じて、まちづくりビジョン実現に必要な組織連携が効果的に行われていること
- 要件5 まちづくりに必要な機能が設計され、施設に付帯・隣接されていること
- 要件6 プロクラブが推進体制に参画する等、スポーツの価値活用に努めていること
- 要件7 スポーツ施設の集客・人流促進機能を地域活性化に利活用すること
- 要件8 定期的な効果検証を通じて、エリアの運営改善に努めていること
- 要件9 事業の持続性（サステナビリティ）及び将来発展性が認められること
- 要件10 社会的効果創出のための取組及び効果が認められること

14. 表彰及び公表の手続

表彰に係る審査の結果は、応募者又は推薦案件に係る者に対し通知します。

表彰の対象となった案件については、当該案件に係る者の同意を得た上で、スポーツコンプレックスの中核となるスタジアム・アリーナ等の名称、事業概要及び参考となる取組の内

容を、スポーツ庁ホームページ (<https://www.mext.go.jp/sports/index.htm>) やスポーツコンプレックス専用ウェブサイト (<https://www.sports-complex.mext.go.jp/>) 等において公表します。

公表に当たっては、他地域における横展開に資する観点から、まちづくりとの連携、官民連携の仕組み、付帯機能、運営上の工夫、波及効果その他必要な事項を整理して示す場合があります。

15. 表彰結果の活用

表彰を受けた者は、表彰を受けた事実について、当該スポーツコンプレックスの広報等に活用することができます。また、他地域における横展開に資する優良事例として、事例集、報告書その他の広報媒体において紹介させていただきます。

16. その他

- ・ 応募書類の作成・提出に係る費用は、審査結果にかかわらず応募者の負担とします。
- ・ 提出された応募書類は返却しません。
- ・ 応募書類に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守します。
- ・ 提出された情報は、本事業における表彰のための審査、結果の公表、事例集等への掲載、フォローアップ及び制度運営上必要な範囲で利用します。
- ・ 表彰を受けた後、表彰の前提となった事実関係に重大な変更が生じた場合又は偽りその他不正の手段により表彰を受けたことが判明した場合等には、表彰の決定を取り消すことがあります。
- ・ 表彰後、取組の進捗、効果、情報発信の状況等について、フォローアップへの協力を依頼する場合があります。
- ・ 同一のスタジアム・アリーナ等を中核とするスポーツコンプレックスについては、本制度全体を通じて表彰は1回限りとします。表彰後の更なる取組の進展等については、必要に応じて、事例集等の更新により対応します。

17. 公募に関する問い合わせ先及び応募書類等の提出先

(1) 各種問い合わせ先

スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当）

担当：小倉、森田

TEL：03-6734-3786

E-mail：sminkan@mext.go.jp

(2) 応募書類等の提出先

スポーツコンプレックス表彰事業 事務局：株式会社日本経済研究所

担当：磯貝、小林

TEL：03-6214-4655

E-mail：sports-complex_support@jeri.co.jp